

当院は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行なっております。

(1)基本診療料の施設基準

【短期滞在手術等基本料1】

【医療情報取得加算について】

当院は「オンライン資格確認」を行う体制を有しており、診療情報(受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他)を取得・活用し、質の高い医療の提供に努めているため、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

	初診時	再診時 (3か月に1回)
医療情報取得加算	1点	1点

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。ご不明な点・ご質問などございましたら、当院スタッフまでお気軽にお声がけください。

(2)特掲診療料の施設基準

【コンタクトレンズ検査料1】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療(眼科学的検査)に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料
初診料	291点	コンタクトレンズ検査料1 200点
再診料	75点	
明細書発行体制等加算	1点	

- ・コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
- ・コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。